

訪問販売（点検商法）のトラブルに注意！

市消費生活センターでは、「無料で点検します」と突然訪問してきた業者に給湯器の点検を持ちかけられ、不必要で高額な機器の購入を迫られ契約してしまった。クーリング・オフをしたい。」といった訪問販売（点検商法）のトラブルについての相談が増えています。

また、「自治体から委託を受けた」契約中のガス会社から依頼をされた」などと身分を偽るケースもみられます。

次のアドバイスを参考に、消費者トラブルについて不安なことがあったら、一人で悩まずに消費生活センターへ相談してください。

●消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午
午後1時～4時半

市消費生活センター（市役所新館4階） ☎（580）1968

※土・日曜日、祝日は消費者庁消費者ホットラインを利用してください。

午前10時～午後4時

☎1888（局番なし）

●問い合わせ先

生活安全課生活安全担当

☎（580）1897

アドバイス

①勧誘を受ける気がないときは、きっぱりと断る

インターホンがある場合は、インターホン越しに会社名や訪問目的を確認しましょう。断りたいときはドアを開けずにインターホン越しに断りましょう。

②その場で必ず契約しない

契約を急かすセールストークは要注意です。家族や知人に相談しましょう。また、比較検討し

③契約するときは、必ず書面の交付を受ける

てから決めましょう。契約内容や条件を必ず確認しましょう。訪問販売は、書面交付の日から8日以内はクーリング・オフができます。

④契約した後不安になったら、すぐに消費生活センターに相談

クーリング・オフ制度などの救済制度には期限があるため、早めに相談してください。

ホットな

消費者 ニュース

262号



旅行のオンライン申し込みは慎重に！契約条件をしっかりと確認しましょう！

相談事例

旅行サイトでホテルを予約後、人数の間違いに気がつき、直接ホテルに連絡をして了承されていたが、話が伝わっておらず追加請求すると言われた。納得いかない。

アドバイス

◆宿泊や旅行の予約の際にオンライン予約サイトを利用する人が増えています。オンライン上での申し込みは、利用者が書かれていることをしっかりと確認する必要があります。

◆トラブルにならないためにも利用の際には、次のことをしっかりと確認しましょう。

◇オンライン予約サイトの運営会社名、住所、代表者など（国内か海外か）

◇契約先の相手先（オンライン予約サイトが相手先とは限りません）

◇問い合わせ連絡先（電話番号や

メールアドレスなど）、問い合わせ可能な時間帯、対応言語

◇旅行代金と支払い方法

◇キャンセル条件（キャンセル料の発生時期、金額、支払先など）

◇利用規約など

◇日程やプランやオプション内容に間違いがないか、名前、メールアドレスに入力間違いがないか

◇最終確認画面や予約完了メールはスクリーンショットで保管しましょう。

※不安なときは、まずは消費生活センターに相談しましょう。

●市消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午
午後1時～4時半

市消費生活センター（市役所新館4階） ☎（580）1968

●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日
午前10時～午後4時

☎1888（局番なし）

●問い合わせ先

生活安全課
☎（580）1897